東京都小山児童学園

Ⅰ　入所児童の状況

令和８年３月１日現在、４２人の子どもが当園で生活している。
令和７年度中に入所した児童は小学生２人、中学生５人、高校生の１人の計８人、退所児童は幼児１人、高校生７人、高卒児５人の計１３人であり、内訳は、措置変更１人、自立９人、自立援助ホーム等入所２名、生保受給で一人暮らしが１人であった。

１　入所理由

令和８年３月１日現在、被虐待を主訴とする児童が３２人、主訴ではないが明らかに被虐待体験を有する児童を含めると３４人となり、全体の８１．９％である。
それらの児童のうち、保護者に所在を秘匿にしている児童は児童福祉法第２８条により入所している児童２人を含め１０人いる。
なお、入所児童中、措置変更又は施設退所後家庭復帰したものの施設に再措置された児童は９人（２１．４％）おり、養育家庭から１人、児童自立支援施設から４人、他児童養護施設から４人となっている。

２　年齢

入所児童中、小学生以下は１０人で２３．８％、中学生以上は３２人で７６．１％である。なお、令和７年度入所した１３人のうち１２人が中学生以上であった。

３　児童と保護者

入所児童中、保護者（親族を含む。）と交流を行っている児童は１６人で３８．１％である。保護者との交流がまったくない児童は２６人で６１．９％である。
児童の平均在園数は４年０か月である。

４　児童の疾病等の状況

慢性疾患を持つ児童は４人在籍し、定期的な通院を行っている。主な疾患はⅠ型糖尿病、呼吸器疾患等で、都立小児総合医療センターや近隣医療機関に通院している。
また、愛の手帳を所持している児童は６人、特別支援学級に通学している児童は小学生５人、中学生３人である。精神科医師の定期診察を受けている児童は１６人おり、都立小児総合医療センター、多摩あおば病院等に通院している。

５　一時保護児童の受入れ

一時保護児童の受入れは、２人（中学生１人、小学生１人）で、のべ９３日間行った。

Ⅱ　事業展開の総括

児童が安全で安心して生活できる快適な環境を整え、大人や社会への信頼感の回復を図りつつ、心身ともに健全な成長を支援することにより、「自立」と「自律」という二つの「じりつ」を育むことを目指した園運営を行った。

また、令和８年度から本格的に始まる園舎の改築工事及び新設グループホーム２カ所の設置・開設を円滑に進めるため、都が示す園舎改築スケジュールに基づいた実施設計への積極的な意見集約、グループホーム建設施工会社との協議、近隣住民や児童への説明会の開催、園舎改築等に伴う児童寮の再編成、設備・備品の整理など、様々な課題への対応に取組んだ。

園運営にあたっては、職員一人一人が児童の権利擁護の徹底を自分ごととして自覚した支援を展開するとともに、職員間の連携・協力によるチームワークを基盤とした重大事故防止（重大事故ゼロへの取組）、特別な支援を必要とする児童や児童自立支援施設や児童相談所一時保護所の長期在留児の受入れによるセーフティネットとしての役割の発揮、ライフ・ワーク・バランスの推進、働きやすい職場環境の整備など、重層的な取組により、安定的な園運営を行った。

Ⅲ　実施実績

１　児童・利用者の権利擁護及び最善のサービスの提供

（1）アクション①　児童・利用者の意見や意思を尊重したサービスの提供

ア　児童の意見表明の支援

児童一人一人が自らの意志と判断により、「考えや意見を伝える（表明する）ことができる」よう、子どもアンケート等の機会をとおして、児童の意見や思いを積極的に受止めるとともに、日々の支援の中で、児童の意見や思いの背後にある気持ちや悩み等を丁寧に聴く、分かりやすい言葉で言語化する、選択肢を示すなど、児童に寄り添い且つ意見表明を促進する支援を行った。

イ　自立支援計画の策定

自立支援計画の策定にあたっては、外部講師による園内学習会を開催し、児童の意見や意思を尊重した自立支援計画の策定に繋げた。児童の状況等に応じた適切なアセスメントを行い、職員と児童との意見交換等を得た上で、児童の意見や意思を尊重した、児童の最善の利益に資する自立支援計画の策定を行った。また、自立支援会議等で決定した児童の支援や生活に係る事項については、当該児童への説明・同意を得た。

ウ　福祉サービス第三者評価の活用

令和６年度の更なる改善が望まれる点
ア　日中に在園する子どもへのケアのあり方や、活動への取組等について検討を進めていくことが期待される。
イ　子どもへの支援の向上を図るために、職員全体の一層のレベルアップとメンタルケアの充実に期待したい。
ウ　子ども中心の考えを大切にしながら、職員一人一人がパフォーマンスを発揮し、効率的な園運営の実現を図ることに期待したい

令和６年度の指摘を受け、令和７年度は以下の取組を行った。

（ア）児童の特性や学習の遅れから集団になじめず不登校気味になってしまう児童や通信制高校に在学する児童が多く在籍するため、日中に学習支援をする時間の確保、気持ちに寄り添う支援をする取組を進めた。

（イ）これまで行っていた職層別研修について、職層等を細かく分けることで、その職層にあった研修の実施をし、職員の支援力向上を図った。また、職層ごとで悩みや課題等が異なるため、支援者支援研修やアンガーマネジメント研修を職層別で行い、職員のメンタルヘルスの充実を図った。

（ウ）職員一人一人の　ライフ・ワーク・バランスの充実が図られるよう、会議体制や研修体制を見直し、業務効率化を図った。

令和７年度も福祉サービス第三者評価を受審し、評価項目における標準項目の達成率１００％を達成した。

事　項	（評価項目における標準項目の達成率）	
第三者評価結果	計画　１００％	実績　１００％

エ　苦情解決制度の充実

苦情解決委員会を年６回開催するとともに、第三者委員（通称「児童相談員」）による相談の場を毎月設定した。児童相談員が児童と一緒に会食する機会やクリスマス会等の行事に参加をすることで、相談しやすい雰囲気づくり行った。また、児童からの相談や苦情には速やかに対応した。

第三者委員（人数・属性等）	計画回数	実施回数
３人（弁護士、民生児童委員、前主任児童委員）	１２回	１１回 ※感染症により １回中止

オ　利用者満足度調査の実施

児童の意見・意向等を受止めた寮運営や支援を図っていくことや、児童がより良い生活を送れるよう、利用者満足度調査「みんなのこえ（子どもアンケート）」を実施した。アンケート調査で寄せられた児童からの意見・意向、子どもたちの声については、調査結果と併せて全職員からのメッセージも附して、児童へのフィードバックを行った。

実施内容	実施時期
「あなたは、学園で安心して楽しく生活できていますか」「あたなは、学園の職員から大切にされていると感じていますか」など、全１２項目	１２月　実施 ３月　フィードバック

（2）アクション②　児童・利用者の自己実現と人生の可能性を広げる支援

ア　リービングケアの充実

（ア）家族再統合

家庭復帰が望ましい児童については、家庭支援相談員を中心に児童相談所及び関係機関等との連携のもと、家族交流、家庭訪問や外泊（対象９人）や親子宿泊（対象３人）等を行い（延７泊）ながら、家族再統合支援を行った。

	計　画	実　績
親子宿泊	延１１泊	延7泊
	対象児童２人	対象児童３人
保護者との面会・外出	延７５回	延１１５回
	対象児童１８人	対象児童３１人
外泊・一時帰宅	―	延５４泊
	―	９人 ／対象児童９人（親子宿泊対象児童３人含む）

（イ）自立に向けた支援

進学や就労など施設からの自立を目指す児童については、自立支援コーディネーターを中心に、計画的な進路面談、奨学金制度や居住費支援等のオリエンテーションの実施、自活訓練室の活用、自立に向けた指導・助言等を行い、５人が大学・専門学校への進学、２人が就職した。２名は措置延長を行い、来年度中の退所に向けた支援を継続していく。

また、高校・大学進学を希望する児童については、早い時期からの通塾等による学力向上・学習機会の拡充を図った。また、２名の高校生が職場体験としてブリッジ・フォースマイル主催のアルバイト活動セミナーやジョブプラクティスを行った。

	計　画	実　績
学習会等実施回数	延４８回	延３７回
	中学生対象	小学校６年生対象
学習塾通塾児童	４人	５人
	対象児童３９人（小学校５年生以上）	対象児童３８人（小学校５年生以上）
自活訓練等実施回数	延７０日	延３５７日
	対象児童１０人（高校生等対象）	１０人（高校生対象）
職場体験実施児童数	―	2回
	―	2人

（ウ）児童の進路決定率

進路決定率 （進路先内訳）	７７．８%（高校３年生等の児童数９人） （進路先内訳：大学進学２人、専門学校進学３人、就職２人の７人は進路決定。 就労・自立援助ホーム等への入所調整中２人））

イ　アフターケアの充実

（ア）退所児童のアフターケア

自立支援コーディネーターと寮職員が連携のもと、自立生活先への定期的な訪問、生活状況等の確認連絡、自活訓練室を活用した緊急避難的な対応など、自立生活継続に向けた取組みを行った。また、居住費支援を実施している児童については、アフターケア計画に基づいた定期的な面談や家庭訪問を実施した。

（対象児童：自立児童退所後１０年、家庭復帰児童退所後５年）

	計　画	実　績
実施人数	１０４人 ／対象児童１２２人	１１０人 ／対象児童１２８人
対象児童のうち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数	１８人	１８人

（3）アクション③　虐待防止の徹底

児童への虐待防止の徹底（虐待を起こさない、起こさせない、見逃さない）、児童の人権と安全・安心な生活を守ることを根幹に据えた園運営・児童支援を行ってきた。そのために、子どもの権利擁護苦情解決委員会を中心に、児童の権利擁護・不適切な支援・虐待防止に向けた年２回のセルフ＆アナザーチェックの実施、児童の意見や意思を尊重したサービス提供に係る職場意見交換会の実施、外部講師による児童の意思表明権研修の実施、フロアーリーダー級以上による児童の権利擁護に推進に資するメッセージ発信、園「支援のこころえ」のバージョンアップなど、重層的な取組をとおして、不適切な支援・虐待の防止（未然防止、再発防止も含めた取組の強化）を行った。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等防止委員会	6回	7回	・不適切な支援や利用者虐待の防止等に向けた取組 ・身体拘束禁止の検討及び周知
セルフ＆アナザーチェックの実施	2回	2回	児童の権利擁護に関わる自己・他者による振返り
虐待防止に関する研修受講率	１００% （全職員実施）	１００% （全職員実施）	マルトリートメント防止研修 （悉皆）

（4）アクション④　リスク管理の推進

ア　リスクマネジメントの徹底

リスクマネジメント委員会において、全てのヒヤリハット事案の収集分析、事故事案を共有した。なお、事故事案については、各寮会議での共有を図るとともに、その要因や対応等について検討を行い、リスクマネジメント委員会での報告・共有を行った。また、行方不明捜索カードの更新、緊急時対応・応援体制の確認、児童関係図の更新など、潜在するリスクの表出化、事故発生時の早期対応や未然防止策の強化に取組んだ。

事　項	計　画	実施回数	内容・協力機関など
リスクマネジメント委員会	6回	7回	園のリスクマネジメント（ヒヤリハット、事故事案の共有、検証、再発防止策の検討、緊急時対応マニュアル等）に関わること。

イ　個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報の取扱いの方法について、保管場所や、外部提供時等の厳格な手続きの改正を行い、個人情報保護の徹底に取組んだ。

また、園運営委員会において、個人情報の漏えいやサイバー攻撃に関する事案を共有し、その対策の徹底に向けた意識啓発を行った。

あわせて、連絡会において「小山児童学園個人情報保護方針」の輪読（月１回）により、意識啓発を図った。

ウ　災害、防犯対策の取組

防災避難訓練の実施（毎月）、非常食等の備蓄の確保、園内（園庭）安全点検の実施（毎月）、地震対策としてチェックリストを活用した家具転倒防止チェック、大型ソーラー蓄電器の整備など、災害・防災・減災対策を図った。なお、総合防災訓練は、悪天候により中止となった。

事　項	計　画	実施回数	内容・協力機関など
防災・避難訓練	１２回	１２回	災害発生、火災発生等を想定した初期消火・避難訓練、園内安全点検など

エ　感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症にり患する児童もいたが、早期の医療機関への受診、感染症対策の徹底により、感染の拡大防止に繋げた。また、安全衛生委員会において、感染症や食中毒予防の一環としてルミテスターによる手洗いチェックを行った。

事　項	計　画	実施回数	内容・協力機関など
感染症等予防	適宜	適宜	インフルエンザ予防接種、各種感染症対策の実施など

２　東京の福祉のセーフティネットの役割を担う

（１）アクション①　特別な支援が必要な児童や利用者を積極的に受け入れて、専門的支援を提供

ア　特別な支援が必要な児童の受入れ

園舎改築（児童棟一部閉鎖）や高齢児を対象とした新設グループホーム２ヵ所の開設等を見据えながら、被虐待児や発達障害児、情緒障害・愛着障害やトラウマ等の課題を抱えた医療・心理的ケアを必要とする児童、行動上の課題を抱えたケアニーズの高い児童、長期の一時保護所児童、児童自立支援施設からの措置変更児も含めた高齢児童など、特別な支援が必要な児童の受入れにより、セーフティネットとしての役割を果たした。

＜参考　令和８年３月１日現在＞

中学生・高校生の人数（割合）	全４２人中３２人、７６．２％
定期的に通院する児童の人数（割合）	全４２人中２０人、４７．６％
精神科に通院する児童の割合	全４２人中１７人、４０．５％

＜参考　令和７年６月１日現在＞

服薬管理が必要な児童の人数（割合）	全４２人中１６人、３８．１％

イ　専門的な支援の充実

新任・転任職員向けのトラウマ・インフォームド・ケア研修の実施など、トラウマ・インフォームド・ケアを全職員の共通認識とした支援を展開するとともに、施設心理職によるカウンセリングや遊戯療法、個別心理面接等を用いた心理療法の実施、自立支援担当職員や家庭支援専門相談員を中心とした自立支援・家族再統合支援の促進、 児童精神科医による巡回相談や外部スーパーバイザーの積極的な活用など、職員一人一人が支援ニーズの高い児童への支援力やケースマネジメント能力の充実・向上に繋げた。

＊　心理職員による児童へのケア

（　）は心理的ケアを必要とする児童の割合（令和８年３月１日現在）

項　目	計　画	実　績
個別面接	延５４０人 （全４４人中３０人、 ６８．２％）	延５８６人 （全４７人中４０人、 ８５．１％）

ウ　家庭的な寮運営

園全体会議において、子どものケアにおける環境整備の重要性（子どもも大人も心地よい寮にするために）の確認を行い、児童一人一人が大切にされていることを実感

でき、他人を思いやる気持ちを育みながら、情緒の安定した落ち着いた生活を送ることができる、温かい家庭的な雰囲気の寮運営に努めた。また、季節ごとの家庭的な行事や寮外出・外食等、児童が食事や調理に興味関心を深めることができるよう、食育メニューや職員のふるさとの味や好きなメニューを紹介する職員の推しメニューの提供を行った。

自主調理は子どもたちを中心にメニュー作成、買い物、調理を行い、自分で作る楽しさや自分が作ったものを他者に食べてもらう喜びを感じる機会となった。

出張調理では来年度の改築を見据え寮での夕食作りを行った。「今日は何を作るの？」「いい匂いがするね」など料理を作る音やにおいに反応し調理中の様子に関心を示す児童が多かった。また調理員とのコミュニケーションをとる良い機会となり、子どもたちは出来立ての食事に対する満足度が高かった。

（ア）自主調理・出張調理

	計　画	実　績
自主調理（寮で買い物、調理を実施）	３０回	３０回
出張調理（調理員が寮で調理）	２０回	２０回

＜参考　令和８年３月１日現在＞

入所児童に占める個室利用児童の人数（割合）	全４２人中２４人、５７．１％

（２）アクション②　高い専門性を発揮できる職員の育成

ア　ＯＪＴ推進体制の強化

東京の福祉のセーフティネットを担う意識の醸成、着実な知識の習得と支援技術の向上が図られるよう、チューター制度の活用、各寮でのOJT の徹底、職員育成計画書を利用した部門長・支援グループリーダー・チューターと新任職員との意見交換の場の設置など、着実な育成を図った。また、事業団スーパーバイザー、外部講師による園内研修の実施、各種委員会・会議の機会等を活用した職員の育成に取組んだ。

イ　計画的・効果的な研修の実施

全職員に必要な研修の情報を提供するとともに、職員の職級・職責に応じた役割や各職員が習得すべき課題等を踏まえた、園内研修、事業団・外部団体主催の各種研修、近隣３施設交流・研修等を行った。

また年度末には、外部研修へ参加した職員が研修内容を各寮へフィードバックする研修報告会を実施した。

研修内容	対象者・参加人数	実施時期
新転任職員基礎研修 （オリエンテーション）	延２０人	４月（２日間）
園全体研修（児童の意見表明）	３８人	６月
アンガーマネジメント研修（職層別）	支援職全員	７月～１１月
CAP ワークショップ	８人	１２月
CARE ワークショップ	５人	１月

ウ　外部専門家、外部医師等との連携

児童の権利擁護の推進、虐待による重篤な症状を持つ児童や情緒・行動上の問題を抱える児童等への精神的・心理的な支援力の向上、ケースマネジメント能力やチーム支援の構築等が効果的・継続的に図られるよう、児童精神科医による巡回相談（年８回）、スーパーバイザーによる寮会議（ケースカンファレンス等も含む）へのスーパーバイズ、大学教授による職層別支援者支援（年５回）等、外部講師を積極的に活用した。

（３）アクション③　質の高い人材の確保・定着

ア　質の高い人材の確保・定着対策の充実

事業団人材確保委員や支援グループリーダーを中心に、社会福祉養成校（大学等）のゼミの園内開催や学校訪問等を行い、園・児童養護施設の仕事の魅力ややりがい等を積極的に発信し、着実な人材確保に繋げた。また、新任職員に対するチューター制度や必要に応じた個別の職員面談実施など、職員の育成・定着に取組んだ。

イ　職員の離職防止の取組

スーパーバイザーによる支援者支援の実施、ライフ・ワーク・バランスの推進、良好なコミュニケーションによる風通しの良い職場づくり、支援力の向上ややりがいが実感できる職場・育成環境の構築など、職員が安心して働き続けられる職場環境の整備に取組んだ。

（４）アクション④　セーフティネットの役割を担うための環境・体制整備

園舎改築及び新設グループホーム２カ所の実施設計において、詳細な検討・協議を重ね、園に求められる役割等を発揮できるような設計を行った。なお、現在の園設備・備品についても、児童の生活に支障をきたす恐れがあるものについては、適宜必要な修繕等を行い、安全・安心な生活環境の維持に努めた。

（５）アクション⑤　蓄積してきた支援技術を活用し、東京の福祉人材の育成に貢献

福祉養成機関（大学や専門学校等）の依頼に基づき、職員を講師として派遣するなど、これまで蓄積してきた支援ノウハウや専門的技術等を学生等に伝えた。また、保

育士・社会福祉士の実習生を計画的に受け入れ、実習を通じた多くの経験と学び、児童養護施設での仕事の魅力ややりがいを感じられるよう、充実した実習を提供した。

事　項	延計画人数	延・実績人数	実・実績人数
社会福祉士・保育士等実習生の受入れ	２６人/３２２人	３１８人	２８人
社会福祉士実習の受入れ	２人/６０人	２人/６０人	２人
施設見学の受入れ	１００人	－	４１人

３　施設機能の活用と地域共生の推進

（１）アクション①　地域における子育て家庭等を支援

児童相談所と連携を図りながら、養育家庭（里親）予定者の施設養育体験の受入を行った。

内容	対象者	実施回数	利用者数
小平児童相談所と連携した里親受入事業	２人	１回	２人

（２）アクション③　地域との共生を目指す取組

ア　地域における公益的な取組

地域貢献の一環として、栄養士による「野菜不足を解消するために」、施設看護師による「心筋梗塞は「突然」ではない。日頃からの予防習慣」、施設心理職による「より良いコミュニケーション。「話を聴く」って、こんなに大事」の３点の啓発リーフレットを作成し、自治会回覧板を通して情報提供した。

イ　多様な主体との連携

NPO 法人と連携して園内での遊び、図書、学習、外出・外食の付添いなど　子どもたちの余暇活動の充実支援に取組んだ。また、新たなボランティア団体とも連携を図り、お菓子作り体験やうどん作り体験等への社会参加に繋げた。

事　項	計　画	延べ人数	内容・協力機関等
学習指導	４８人	３８人	個別学習（児童１名×月2回×１２カ月、児童１名×月2回×７カ月）
遊び	２５６人	３９４人	中央大学サークル「青い鳥」（１４８名） 学生団体「SWITCH」（５５名） みらいこども財団（１５５名） NPO 法人「はぐくみ」（３６名）
環境教育	１０人	１２名	川清掃、川遊び（地域環境保全団体） YOUR BIG FAMIRY

事　項	計　画	延べ人数	内容・協力機関等
宿泊体験	１０人	１３人	家族との交流が希薄な児童を対象とした長野県飯田市での宿泊体験（任意団体）

ウ　地域との連携・協力関係の強化

これまで築いてきた地域との良好な関係を維持し、行事や防災訓練・施設開放を通して開かれた施設運営に努めた。また、園長が、児童が通う近隣の小・中学校、高校の学校評議員を担い、地域の情報収集及び必要な情報の発信を行った。

事　項	内容・協力機関等
高齢者グランドゴルフグループへの園庭開放	年間30回実施 実績　２７２名参加
盆踊り大会	令和7年7月２６日開催 対象：みどり自治会、地域住民等 参加者数：約２４０名
餅つき体験会	令和8年1月１０日開催 対象：みどり自治会 参加者数：約７０名

エ　災害対策における地域との連携

園内の防災・災害訓練は、計画とおりに実施した。東久留米消防署の協力の下で行う総合防災訓練は、悪天候のため中止となったが、近隣自治会と合同で行った行事（餅つき体験会）において、ソーラー蓄電器の整備、使用訓練を行った。

事　項	計　画	実施回数等	内容・協力機関等
総合防災訓練	1回	0回	悪天候のため中止

４　運営体制の強化と経営の透明性

（1）アクション②　経営の健全化のための財源の確保

計画的かつ効果的な予算執行を図るため、年度当初に行った園全体会議において、児童の生活に直結する事業費（食費、被服費、日用品費、進学関連経費等）を中心とした予算説明を行い、全職員と予算の目的や執行基準を共有した。併せて経営会議及び運営委員会において、月次の執行状況や今後の支出見込みについて定期的に報告・確認を行い、必要に応じて執行内容の見直しや調整を行うことで、適正かつ計画的な予算管理を行った。

老朽化した設備・備品の修繕及び更新に当たっては、費用対効果を十分に検討し、不要不急の支出を抑制するとともに、児童の生活環境維持に必要なものを精査した上で、合理的かつ適正な執行に努めた。

（2）アクション③　ＤＸの推進による利用者等サービスの向上と業務環境の改善

働きやすい職場環境づくりの一環として、AI 搭載議事録レコーダー（プラウドノート）の導入、本園の支援部門で行ってきたキャッシュレス決済（法人プリペイドカード）をグループホームの日々の食材費購入まで広げるなど、効率的な業務環境に努めた。

（3）アクション④　魅力とやりがいにあふれ、働きやすい職場環境の実現

ライフ・ワーク・バランスの推進のもと、明るく風通しの良い職場づくりと良好なチームワークの構築を図った。そのためには、ストレスチェックや職層別マインドフルネス（アンガーマネジメント）講習の実施、職員からのメンタルヘルス相談窓口の周知など、職員が心身ともに健康で働き続けることのできる職場環境の整備に努めた。

（4）アクションⅣ-⑤　コンプライアンスの推進と経営の透明性の確保

新任・転任職員研修において「マナーとルール（コンプライアンスの徹底）」講義を実施するなど、職員一人一人が、法令、就業規則、法人・園で決めた方針やルール等の遵守を徹底するとともに、日々の適切な事務処理の遂行や業務プロセスを常に見つめ直し、必要な業務改善を積極的に図る職場風土の醸成など、コンプライアンスの推進・強化に取組んだ。

コンプライアンス研修受講率	１００％